

火災に遭われた方へ



磐田市消防本部

このパンフレットは、火災に遭われた方が一日も早く通常の生活に戻れるよう、火災の後に必要となる手続きや相談の多い事柄をまとめたものです。

① 火災調査について

消防本部・消防署では火災の原因や損害等を調べ、今後の火災予防対策等に役立てています。火災現場は火災調査が終了するまで立ち入らないでください。焼けたものの後片付けは調査終了後をお願いします。また、調査現場における調査員の質問に答えていただくようご協力をお願いします。

② 「り災届出書」と「り災証明」について

「り災届出書」は、火災調査時等にお渡ししますので指定された場所に提出願います。

また、「り災証明」は、火災に遭われた方が各種届出をする際に必要となる証明書で、消防本部で概ね1週間程度で発行いたします。

③ り災証明が必要となる主なケース

- 焼け跡の後片付け（ごみ対策課・解体業者等）
- 保険金の請求（保険会社）
- 税金の減免（税務署・市税課）
- 登記の抹消（法務局）
- 勤務先での見舞金の申請（勤務先）など

(注) 「り災証明」が必要かどうかは各機関によっても違いがありますので、それぞれの窓口で問い合わせて下さい。

④ り災後に行わなければならない主なこと

- 焼け跡の後片付けと汚れの手入れ
- 「り災届出書」の提出
- 保険会社への連絡
- 仮住まいの手配
- 電気・ガス・水道・電話・郵便等の手続き
- 証書類の再交付等
- 修理・再築の手配
- 税金の減免申請

1 焼け跡の後片付けについて

火災に伴う廃棄物（一般家庭）搬入手続きの流れ

磐田市内で発生した一般家庭住宅の火災廃棄物の自己搬入については、ごみ処理手数料が免除になります。

搬入の際は、次ページの【火災廃棄物（一般家庭）の搬入及び受入基準について】を必ずお守りください。（守られない場合は、搬入されても持ち帰りとなります）

・手続きの流れ

（1） 磐田市消防署から【り災証明書】を発行してもらう

※現場確認時に写しを提出していただきます。

（2） 立会（現場確認）の日時を協議する

ごみ対策課（0538-37-4812）までご連絡ください。

市担当者、搬入者にて、現場立会を行う日を決定します。

（3） 現場確認

市担当者及び搬入者で、搬入前に一度現場を確認し、搬入できるものの確認を行います。確認の際に使用しますので、必ず本書をお持ちください。また、現場確認時に、り災証明書の写しを提出していただきます。

（4） 処理施設（3、4ページ）へ搬入

- ・ 次ページの【火災廃棄物（一般家庭）の搬入及び受入基準について】の内容をお守りいただいた上での搬入となります。
- ・ 搬入の際は、り災証明書（写しも可）及び本書をお持ちいただき、必ずごみ対策課窓口（磐田市クリーンセンター内）にお立ち寄りください。搬入物が正しく分別されているかを職員が毎回確認した上で、「確認書」を発行します。
- ・ 搬入する際には必ず、各処理施設の計量窓口へ「確認書」を提出していただきます。
- ・ 磐田市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合を除き、被災者（又は関係者）は、搬入車両に同乗していただきます。

問い合わせ先

磐田市環境水道部

ごみ対策課（0538-37-4812）

火災廃棄物（一般家庭）の搬入及び受入基準について

（１） 受入対象

磐田市内で発生した一般家庭住宅の火災廃棄物が対象です。

※建築物の解体等に由来する廃棄物及び工場、商店、社宅等の事業系の火災廃棄物は産業廃棄物にあたり、市の処理施設には搬入できません。

→上記に該当する処理業者については、静岡県産業廃棄物協会（054-255-8285）へお問い合わせください。

（２） 搬入及び受入基準

ア 市担当者と現場確認を行う際は、搬入者が立会い、処理施設への搬入の際は、被災者（又は関係者）が搬入車両に同乗してください。

（磐田市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合を除く）

→許可業者については磐田市 HP 事業所のごみ処理方法ページ内【一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（PDF）】を参照してください。

イ 処理施設において、搬入車両から荷下ろしの際は、必ず作業員の指示に従ってください。

ウ 搬入車両は、走行時に必ずシートをかけてください。

（飛散防止、雨水による路上汚染防止のため、往路だけでなく、廃棄物を積んでいない帰路も必ずシートをかけてください）

エ 搬入の際は【り災証明書】（写しも可）及び本書を持参してください。

（搬入時に確認する場合があります）

オ 分別について

【磐田市ごみ分別ガイドブック】を参照の上、可燃物、不燃物の分別を必ず行ってください。磐田市クリーンセンターにて、搬入物が分別されているかを職員が毎回確認した上で、確認書を発行します。

- ・ 分別ができていないものは搬入不可（持ち帰り）
- ・ 分別ができていないことが施設で判明した場合も搬入不可（持ち帰り）

カ 市の処理施設で処理できない代表的なもの（搬入できないもの）

例

- ・ 基礎コンクリート
- ・ 石膏ボード
- ・ 家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）
- ・ パソコン、携帯電話
- ・ 消火器
- ・ 車やオートバイ、バイク（タイヤ、バッテリーほか関連部品含む） など
これらについては、市の処理施設への搬入できません。専門の処理業者へ処理を依頼してください。

ク 交通ルールの順守

制限速度や一時停止等を徹底してください。

ケ ごみ処理施設は、地元住民の理解・協力の上で成り立っていることを踏まえ、各施設への搬入時は受入基準を遵守してください。

（3） 搬入先・留意事項

可燃ごみ

磐田市クリーンセンター（磐田市刑部島 301）

搬入時間 月～金曜日 8：30～16：15

※搬入の前に必ずごみ対策課（磐田市クリーンセンター）に立ち寄り

- ① 「使用申請書兼処理手数料減免申請書」記入
 - ② 搬入物の確認を受ける
 - ③ 「使用申請書兼処理手数料減免申請書」受取り
 - ④ 磐田市クリーンセンター計量窓口へ提出
- 3 t車以内（ロングボディは避ける）
ユニック車での搬入は可能ですが、現場職員の判断で混雑時はユニックの使用を制限する場合があります。
 - 原則1日2回まで、それ以上は要相談（2回目の搬入時にご相談いただくか、ごみ対策課（0538-37-4812）までご連絡ください）
 - 月曜AMは毎週混雑が予想されるため、なるべく搬入を避ける
 - 搬入物の大きさは2 m以内、木は直径 20 cm以内、畳は 20 枚以内/日
 - ボルト、ナット類の金属は外す（釘は可）
 - 搬入車両の過積載に注意

金物、小型電化製品、埋立ごみ（火災残渣を除く）

中遠広域粗大ごみ処理施設（磐田市新貝 59-1）

搬入時間 月～金曜日 9：00～12：00 / 13：00～16：30

※搬入の前に必ずごみ対策課（磐田市クリーンセンター）に立ち寄り

- ① 搬入物の確認を受ける
- ② 「確認書」受取り
- ③ 中遠広域粗大ごみ処理施設計量窓口へ「確認書」を提出
- 2 t 車以内（ロングボディーは避ける）
- 搬入回数については事前に要相談（ごみ対策課（0538-37-4812）までご連絡ください。）
- 月曜は毎週混雑が予想されるため、なるべく搬入を避ける
- 搬入物の大きさは2 m以内
- コンクリートブロックや石の大きさは握りこぶし大（15 cm程度）まで（大きいものは専門業者へ搬入）
- 搬入車両の過積載に注意
- 鉄筋コンクリートは搬入不可、鉄筋（金属）のみの場合は搬入できる

火災残渣

一宮最終処分場（周智郡森町一宮 3603-3）

搬入時間 月～金曜日 9：00～12：00 / 13：00～16：00

※搬入の前に必ずごみ対策課（磐田市クリーンセンター）に立ち寄り、

- ① 搬入物の確認を受ける
- ② 「確認書」受取り
- ③ 一宮最終処分場計量窓口へ提出
- 2 t 車以内
- 搬入回数は制限なし
- コンクリートブロックや石の大きさは握りこぶし大まで（15cm 程度）（大きいものは専門業者へ搬入）
- 搬入車両の過積載に注意
- 木材は完全に炭化したもののみ埋立
- 基礎部分は不可（瓦や土壁、灰等が混ざった土は最低限のもののみ可）

2 保険会社への連絡

保険会社へ連絡すると、担当者が現場の調査に伺い、被害金額を算定し、保険金を決定します。また、保険の種類によっては類焼先に対するお見舞いにあてるための失火見舞費用保険金や焼け跡の後片付けに要した費用にあてるための費用保険金などが損害保険金とは別に支払われることがありますので、必ず連絡するようにしましょう。

3 電気・ガス・水道・電話等の手続き

最寄りの電力会社・ガス会社・水道局・NTT・郵便局へも連絡しましょう。

4 証書類の再交付等について

○ 自動車運転免許証

住所地を管轄する運転免許試験場または警察署で、申請手続きを行ってください。このとき、認印と身分証明書（健康保険証・パスポート・年金手帳・住民票の写し等）、写真（タテ3cm×ヨコ2.4cm 無枠、無帽、無背景で6ヶ月以内に撮影したもの）1枚、手数料（2,250円）が必要になります。西部運転免許センターにて再交付する場合は、申請当日に交付されるそうです。受付時間の変更もあるため免許センターにて申請される場合は、事前に西部運転免許センター：053-587-2000へお問い合わせください。

○ 印鑑

運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書など官公署発行の写真つきの身分証明書と登録する印鑑を持参の上本人が来庁してください。

上記の身分証明書がない場合の手続きは総務部市民課：0538-37-4816へお問い合わせください。

○ 預金通帳

預金口座を開設した金融機関の窓口に通帳類が紛失または焼失した旨を届け出ます。この際、本人の顔写真付きの書類（運転免許証やマイナンバーカード）と印鑑が必要になります。

本人が行けない場合もしくは、上記書類が用意できない場合には、事前に口座を開設された金融機関の窓口にご照会ください。

手続きや再交付されるまでの期間、手数料の要否などは、金融機関により異なります。



○ 貯金通帳・簡易保険証書

郵便局へ行き、通帳類が紛失または焼失した旨を届け出ます。この際、通帳の記号・番号がわかれば、伝えてください。不明な場合は住所・氏名・生年月日などの情報で調べていただけますが、ある程度期間を要します。

届け出の印鑑を紛失・焼失した場合は、本人であることを確認できる書類（運転免許証や健康保険証、住民票など）を持参してください。

○ 国民健康保険証

市の国保年金課へ運転免許証などの公的証明書を持参し、再交付（無料）手続きをします。

手続きできる方：本人または同一世帯員（住民票の住所が同一）。

※上記以外の方が手続きをする場合は委任状が必要となります。

持ち物：手続きをする方の身分証明書※、対象者のマイナンバー（個人番号）カードまたはマイナンバー通知カード。

※運転免許証など公的機関が発行した顔写真付のものは1点、それ以外（介護保険被保険者証、病院の診察券等）は2点。ただし、マイナンバーカードをお持ちの場合には、他の身分証明書は必要ありません。

その他については、国保年金課 資格管理グループ：0538-37-4833 へお問い合わせください

○ 現金

日本銀行本支店か最寄の金融機関にて、焼けた紙幣や貨幣が形として残っている場合は、引換えできることがあります。

○ 携帯電話

契約内容によって、必要な書類が変わってくるため自身が契約しているキャリアにお問い合わせください。

○ クレジットカード

火災で焼失または紛失したかがわからない場合は、不正使用され損害を受けることがあるかもしれません。ただちにカード会社へ通知し、万一に備え警察に届け出てください。



○ 保険証券

損害保険や生命保険などの保険証券については、引受保険会社または取扱代理店に連絡し、再発行の手続きを依頼してください。

5 税金の減免申請等について

○ 所得税の減免申請

火災などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」による雑損控除の方法、②「災害減免法」による所得税の軽減控除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

申告の際には、災害の「り災証明書」、災害関連支出の金額の領収証など所定の証明書の添付又は申告の際に提示が必要となりますが、詳しくは税務署へお問い合わせください。「磐田税務署：0538-32-6111」

○ 固定資産税の減免申請

建物が火災によって被害を受けた場合、固定資産税・都市計画税が減免になる場合があります。

減免の手続きをするためには、消防本部が発行する「り災証明書」が必要になりますが、火災の程度により、減免の対象とならない場合があります。詳しくは「市税課 家屋グループ：0538-37-4809」までお問い合わせください。

○ 法務局での滅失登記の手続

登記された建物が全焼し、取り壊した場合、滅失登記をする必要があります。

滅失登記は、法務局で手続きを行う必要がありますが、この際、消防本部が発行

する「り災証明書」が必要となります。相談等は予約制になっていますので、詳しくは法務局までお問い合わせ下さい。

「法務局TEL 0538-32-2618」

○ 国民健康保険税

やむを得ない事情（災害、疾病もしくは負傷、失業、死亡又は障害者となったため）により納付が困難であるときは、減免を受けられる場合があります。減免の制度に関するご相談は、国保年金課 賦課グループ 電話：0538-37-4863 までお問い合わせください。

○ 自動車税・軽自動車税

車両が焼損し廃棄したときに廃車手続きをしないと、車両を所有していなくても課税されることがあります。以下のとおり、車種ごとに取扱窓口が異なりますので、ご確認のうえ廃車手続きをお願いします。

車種	取扱窓口
・原動機付自転車	市役所 市税課 ☎0538-37-3767
・軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所 浜松市東区貴平町 563 ☎050-3816-1777
・軽二輪（125 cc超～250 cc以下）	静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所 浜松市東区流通元町 11-1 ☎050-5540-2052
・250 cc超の二輪車	
・普通自動車	

※自動車税は県、軽自動車税は市の取り扱いとなります。

（注）このパンフレットについては一般的なものを記載してあります。各機関によって手続きの仕方が多少違うこともありますので、事前に各窓口等で確認してください。

（基準日 令和4年3月現在）